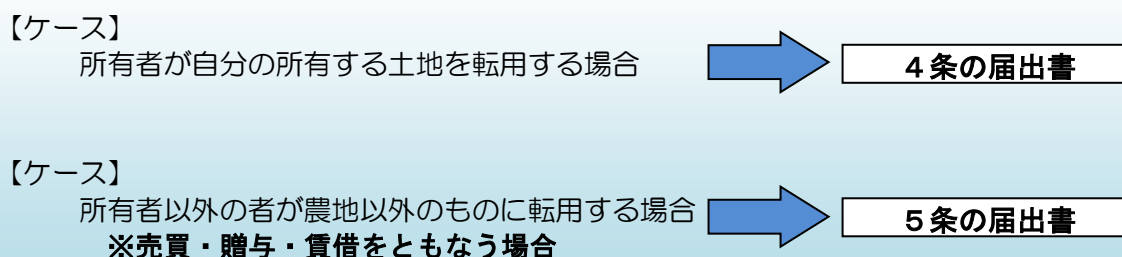


農地法第4・5条の届出書を提出されるお客様へ

1 届出書を提出される前に、以下のことを必ずご確認ください！！

- 市街化区域内の土地であるかをご確認ください。
→市街化区域内でない土地は届出書を受付けることはできません。
- 「相続税・贈与税の納税猶予」を受けている特例適用農地ではないか。
→特例適用農地の場合、上記の納税が確定する場合があります。
- 「農業者年金」にかかる経営移譲年金受給時の経営委譲農地でないか。
- 転用事業によって開発行為の許可を必要とする場合は、開発行為の許可申請と並行して手続きを進めていただくことになります。
- 農地として貸し借りがされている土地でないか必ずご確認ください。
→小作地の場合は、貸し借りの合意解約をしてから申請してください。
- 未相続地は原則的に受付できませんが
→遺産分割協議書、またはこれに代わるべき同意書等の書面で申請することもできます。
※別途添付書類が必要（相続関係図、戸籍・除籍謄本）

◆市街化区域内の土地を農地以外のものに利用する場合は、
下記のケースによって提出する届出書に違いがあります。



※1,000㎡以上の土地を転用する場合で、建築物をともなう開発のとき、都市計画課との協議を行ってください。

2 届出書提出の受付期間、締め切りは

◆届出書は随時受付します。締め切りはありません。

3 受理書を受領した後は

1. 所有権移転を伴う届出については、受理書受領後に所有権移転の登記の手続きを行ってください。
2. 転用事業の目的を達成しましたら、台帳地目の地目変更登記を行ってください。
3. 地目変更登記には、農業委員会の現況証明願の証明を受ける必要がある場合もあります。

4 届出書の添付書類について

【基本的な添付書類】

	必 要 書 類	部 数
1	<input type="checkbox"/> 届出書 ※届出者の数に応じて別紙1を添付し届出可能。	1部
2	<input type="checkbox"/> 届出地の土地登記簿謄本（全部事項証明書） ※1 仮登記が設定されている場合は、仮登記権者からの承諾書を添付する。 ※2 土地謄本の所有者住所と現在の住所が違う場合、謄本上の住所と現住所がつながる公的証明を添付する。 ※3 土地区画整理事業施行地の仮換地指定地にあつては、仮換地指定通知を添付する。 ※4 届出前6カ月以内に分筆した届出地については、 <u>測量図若しくは分筆図の提出にご協力ください。</u>	1部
3	<input type="checkbox"/> 届出土地の位置図	1部
4	<input type="checkbox"/> 届出者の住所が石岡市外の場合は住民票謄本または抄本 ※ 届出者が法人の場合は、法人の登記簿謄本または抄本	1部
5	<input type="checkbox"/> 都市計画法第29条の規定による開発行為の許可を要する場合は、許可を受けたことを証する書面（開発行為許可書）	1部
6	<input type="checkbox"/> 代理人による届出の場合は、代理権限を有することを証する書面（代理委任状）	1部
7	<input type="checkbox"/> 賃借権設定農地は、農地法第18条の規定による合意解約通知書等の写し	1部

◆ 注意事項 ◆

分筆中の土地で土地謄本が添付されないものについては、届出書の受付は行いません。

《 お問い合わせは 》

◆石岡市農業委員会事務局（八郷総合支所内）

TEL 0299 (43) 1111 内線 1338

◆メールアドレス nouiinkai@city.ishioka.lg.jp

5 届出書の記載要領は

※届出書の記載事項は別紙の記載例により記入してください。農地法第4条届出書の記載内容のポイントは農地法第5条届出書に同じです。

農地法第5条第1項第6号の規定による

石岡市農業委員会会長 殿

- 譲受人（所有権移転）が2名以上の共有名義の場合は、氏名の右側に各持分を記載する。
例 石岡 太郎（持分1/2）
石岡 花子（持分1/2）
- 申請人が法人の場合は、代表者名まで記載する。
例 ㈱〇×建設
代表取締役 石岡 次郎
- 譲受人での単独申請ができる場合
競売・公売・特定遺贈

- 共有地の転用の場合は、全員の同意が必要。
- 代理届出の場合、所定の代理人選任届を添付すること。

譲受人
(借受人)

譲渡人
(貸付人)

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定し（移転）したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の住所等	当事者	氏 名		住 所		職 業	
	譲受人 (借受人)	●申請人が複数で、この欄に記載できない場合は、別紙でも可 例 石岡 太郎 外〇名				●職業欄は、具体的な業種を記載すること。 建築業・自動車修理業 等 農家経営を行っている場合は 農業・大工兼農業 等	
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目	面 積	土地所有者		耕 作 者
	石岡市石岡字石岡	1 番 1	畑 畑	16,638 m ²	氏 名	住 所	氏 名 住 所
		以 下	余 白		石岡太郎	石岡市石岡一丁目1番地1	同 左 同 左
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	そ の 他		
		設 定 移 転					
4 転用計画	転用の目的	開発許可を要しない転用行為にあっては都市計画法第29条の該当第 号					
	転用の時期	工事着工時期					
		工事完了時期					
転用の目的に係る事業、又は施設の概要	●記載例 【建築物を伴う場合】鉄筋コンクリート造 4階建1棟 等 【建築物を伴わない場合】砂利敷き/アスファルト舗装 等						
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要	●記載例 ・東が宅地・西が畑・南が畑・北が宅地で雨水は敷地内処理、雑排水は合併浄化槽で処理するため、周辺農地に影響を及ぼす恐れはないと思われる。 ・周囲は宅地のため、特に問題ないと思われる。						

(記載要領)

- 1 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。社判または記名でも可としますが、押印は必要となります。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、届出書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、届出書の1及び2の欄には、「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 3 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。